

スイス連邦 (Swiss Confederation)

通信

I 監督機関等

1 連邦環境運輸エネルギー通信省通信局 (Federal Office of Communications : OFCOM)

Tel. : +41 58 460 55 11

URL : <http://www.bakom.admin.ch/>

所在地 : Zukunftstrasse 44, 2501 Biel, SWITZERLAND

幹部 : Philipp Metzger (局長 / Director)

所掌事務

1992年、通信市場の自由化に伴う競争促進と事業者規制の枠組みの整備を目的として設立された。2012年から郵便市場の政策策定機関の役割を兼ねる。

また、通信事業者規制機関 ComCom (2の項参照) の助言機関として、同委員会による規制実行に関する文書を起草するほか、共同で事業者規制を実施、以下の政策策定、規制活動を所掌する。

- ・ 電気通信、ラジオ、テレビ放送及び郵便分野におけるユニバーサル・サービスの確保
- ・ 通信事業の届出の受付
- ・ 周波数利用免許に関する政策の策定
- ・ 希少資源の割当て及び管理
- ・ 各種技術的基準の策定
- ・ 通信網敷設に関する条件の決定及び関連施設の監督
- ・ 事業者規制 (ComCom と共同)
- ・ 紛争処理
- ・ 国際交渉における国の代表

2 連邦通信委員会 (Federal Communications Commission : ComCom)

Tel. : +41 31 323 52 90

URL : <http://www.comcom.admin.ch/>

所在地 : Marktgasse 9, CH-3003 Bern, SWITZERLAND

幹部 : Marc Furrer (委員長 / President)

所掌事務

「電気通信法」(Ⅱの項参照)に基づき 1998 年に設置された、電気通信事業者規制を目的とする独立規制機関であり、OFCOM が徴収する免許手数料などの各種手数料によって運営されている。組織は、連邦内閣の任命する 7 名の委員及び事務局から構成される。

- ・ 周波数利用免許の付与
- ・ ユニバーサル・サービス免許の付与
- ・ 相互接続に関する事業者間の条件交渉の調停
- ・ 国家番号計画の承認
- ・ 番号ポータビリティの履行条件の設定
- ・ 罰則規定の適用

Ⅱ 法令

電気通信法 (SR. 784.10)

1998 年 1 月 1 日から施行。通信分野における基本法令であり、相互接続、ユニバーサル・サービス、無線通信、電気通信機器及び電気通信基盤整備条件、番号計画等を規定している。

2003 年末、周辺の EU 加盟国と同調して「2002 年電気通信規制パッケージ」を反映した改正案が提案され、2007 年 4 月 1 日に施行、国営事業者スイスコム (Swisscom) のラストワンマイルが開放された。

なお、「電気通信法」第 22～27 条では電波利用に関する一般的規定を定めているが、周波数管理、利用及び免許等の個別的項目については、「周波数の管理及び無線通信免許に関する 1997 年 10 月 6 日の政令 (Government Decree of 6/10/1997 concerning Frequency Management and Radiocommunication Licenses (SR 784.102.1))」が補足している。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

電気通信事業者は、OFCOM への事前の届出により、技術的にサービスが可能であること、「労働法」に照らして適法であることについて承認・登録を受けてサービスを実施することとされる。2015 年 10 月までの登録事業者数は 553 である。

ただし、周波数利用に際しては、免許制度が適用される。なお、電気通信事業への外国籍の事業者の参入は、相互主義によってのみ認められる。

2 競争促進政策

(1) SMP 事業者規制

OFCOM により、市場において顕著な支配力を有する (Significant Market Power : SMP) と判断される事業者は、他事業者に対し、透明・非差別的条件か

つコストベースの料金で、フルアンバンドル回線接続、ビットストリーム・アクセス（4年間）、相互接続（光ファイバ回線におけるサブローカル・ループ含む）、専用線、ケーブル管路接続等を提供する義務を有する。

（２）ローカル・ループ・アンバンドリング

2008年に旧独占事業者スイスコムがSMP事業者として回線の開放を開始し、ComComによる年ごとの料金規制が開始された。料金は回線ごとに月額で定められ、OFCOMによるコスト分析に従って適宜改正される。ComComは2013年までにこの額を18.18CHFから15.20CHFまで段階的に引き下げた。2014年12月末の開放回線数18万強で、2012年5月の約32万をピークに減少が続き、ブロードバンド回線全体の5.2%となっている。

（３）番号ポータビリティ

固定電話、移動電話及びIP電話で2000年から番号ポータビリティ利用が可能である。移動電話における利用者は2014年には23万で、移動電話加入者の2%であった。

3 情報通信基盤整備政策

ユニバーサル・サービス

ユニバーサル・サービス提供事業者の選定は、公開入札で行われる。選定基準は、必要な技術的設備の保有、提供期間における投資・サービス継続能力、法令順守の保証、労働法規及び労働条件の順守である。対象サービスは以下のとおりである。

- ① 電話・ファックス・ブロードバンド接続サービス（モバイル接続でも可）
- ② 緊急電話サービス
- ③ 公衆電話サービス
- ④ 身体障がい者に対するサービス（録音再生、SMS、通話転送等）

このうち、①及び③については料金の上限が定められている。ユニバーサル・サービス事業者がその資金運用が適正であるにもかかわらず、財政的理由で指定された地域でのサービス提供が不可能である場合、資金の不足は政府の補助金により賄われる。2008年から2017年までのユニバーサル・サービス提供事業者にはスイスコムが指定されている。

2011年12月、ComComは2012年3月より、ユニバーサル・サービス提供事業者に対して、ブロードバンド接続の下りの最低接続速度を600kbpsから1Mbpsに引き上げ、同時に月額接続料金の上限を現在の69CHFから55CHFに引き下げた。有線でのこの速度のサービスを受けられない世帯には、衛星等で代替サービスが提供され、適用世帯数は2012年に1,582、2013年に1,653である。2015年1月には更に、ブロードバンド接続速度が2Mbpsに引き上げられた。

一方、公衆電話については、移動電話端末の普及に伴い、対象電話機の削減が

図られており、2014 年末のユニバーサル・サービス対象公衆電話機台数は、前年より約 200 台減の 3,105 台である。

4 ICT 政策

政府は 2012 年 5 月、ICT 利活用の活性化によるスイス経済の国際競争力の強化と国民の生活の利便性の向上を 2 大目標とした新戦略を発表、「情報社会化推進のための省庁間委員会 (ISA IG)」に以下の優先的取組分野の各目標を実現に導く役割を付与した。

- ・ 基盤整備：超高速ブロードバンドの普及とネット中立性の確立
- ・ サイバー犯罪防止：「プライバシー・バイ・デザイン」によるデータ保護体制の確立と未成年に対する個人情報保護教育支援
- ・ ICT による経済活性化：中小企業を中心にすべての地域・産業界での ICT 活用推進と国際的なデータの送受信に関するセキュリティ条件の決定
- ・ 電子政府の充実：電子投票システムの改善等、「サイバー・デモクラシー」、政府データの公開推進、政府ポータルへのアクセス条件改善
- ・ ICT 教育、R&D 支援：ICT 専門人材育成の大枠の作成、地方自治体と中央政府の ICT にかかわる生涯学習計画の調整、特に高齢化社会の進展を念頭に置いた ICT ソリューション開発
- ・ デジタル・コンテンツ制作支援：デジタル環境での文化コンテンツ制作、既存コンテンツのデジタル化、知的財産権に関する法制度の定期的検討
- ・ Eヘルス：電子カルテの普及、電磁波対策等
- ・ エネルギー・資源利用の効率化：エネルギー使用サイクルごとの計測による効率利用と ICT の活用による社会基盤・交通の脱炭素化

政府が 2013 年に ISA IG に指示した具体的な政策策定事項は、①インターネット・アドレス管理原則の確立、②e アクセシビリティに関する政策パッケージの提示、③情報社会化の現状把握が可能な統計的指標の開発、であった。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

スイスでは、欧州連合 (EU) の「R&TTE 指令 (1999/5/EC)」を受け、2008 年 5 月 15 日、「2002 年電気通信機器に関する政令 (Government Decree of 14/06/2002: Ordinance on Telecommunications Equipment (SR 784.101.2))」を改正し、国内法制化を実施している。技術的必須要件 (Essential requirements) は、欧州基準に基づき、OFCOM が官報で公示する。なお、EU では、2014 年 5 月に R&TTE 指令に代わる新たな無線機器指令 (Radio Equipment Directive: RE Directive (2014/53/EU)) が公示されており、EU 加盟国は 2016 年 6 月 13 日までに国内法制化することが規定されている。スイスでも、R&TTE 指令から RE 指令への

移行が適宜図られる。

V 事業の現状

1 固定電話

総回線数は 1995 年ごろから、主に移動電話及び VoIP の普及によって減少傾向にあり、2014 年に PSTN 方式の固定電話の加入者は約 10 万の減少を見た。一方、VoIP の加入者数は 2014 年度末で約 80 万に達し、固定電話加入者全体の 20% を超えている。

1998 年の電気通信市場の自由化以降も、スイスコムを中心とする市場の寡占傾向は続いている。2014 年末までに固定電話サービスの登録事業者は 180 に上っているが、市場シェアの 70% をスイスコム、13% をケーブル最大手のケーブルコム (Cablecom) が占めている。

2 移動体通信

移動電話の普及率は 2007 年に 100% を超え、年々増加している。スイスコムのほか、サンライズ、仏 Iliad 子会社 Salt (Orange) (旧オレンジ。2014 年 12 月に Apax より買収) の 3 社が一般向けのサービスを展開している。また、In&Phone がビジネス・サービス向け免許を取得している。MVNO は Cablecom Mobile、M-Budget Mobile、BeeOne ほか 20 社以上が参入し、2014 年 12 月現在で合計の市場シェアは約 10% である。2014 年には各社の料金の値下げが進み、前年比での月額料金の平均は、ライトプランでは 15.5%、中程度の利用プランでは 3.1%、ヘビーユーザ向けのプランでは 8.0% の減額となっている。

既存 3 社はいずれも 3G サービスを提供しており、加入者数合計は 2014 年 6 月現在で 512 万 4,000 である。スマートフォンの浸透も進み、2014 年の携帯端末販売台数の 65~95% がスマートフォンであった。

2012 年 2 月に LTE 向け周波数オークションが実施され、既存 3 社すべてが落札した。対応周波数帯は五つであったが、うち 900MHz 帯と 1.8GHz 帯は 2013 年の GSM 向け周波数利用免許期間終了、2100MHz は 2016 年の UMTS 向け周波数利用免許期間終了を見越しての再割当である (電波/II-1 の項参照)。スイスコムは 2012 年 11 月、オレンジ (現 Salt) は 2013 年 5 月、サンライズは 2013 年 6 月に LTE サービス提供を開始した。2014 年 12 月現在の人口カバレッジは、スイスコムが 94%、サンライズが 85%、Salt が 90% に達している。加入者数は 2014 年 6 月現在、3 社合計で 325 万 5,000 であった。

3 インターネット

スイスのブロードバンド市場は移動電話と同様に安定しており、事業者間のシェアの変動も少ない。最大手であるスイスコムが市場自由化後も最大の市場シェアを確保している。2014 年のブロードバンド普及率は 47% で、うち 54% は最大

通信速度 10Mbps の契約プランに加入している。

スイスコムは 2008 年から FTTH 網の構築に関して複数の公共企業体と契約を結び、2014 年 12 月までに 92 万の世帯に接続が可能となった。2015 年 6 月現在の FTTH 加入数は約 50 万である。

モバイル・ブロードバンド普及率は 2014 年半ばで約 69.3% で、OECD 平均の 78.2% を下回っている。

4 新成長サービス

(1) IPTV

スイスコムとサンライズが DSL 網上で IPTV サービスを実施している。どちらも 250 チャンネル以上の IPTV パッケージを提供、ビデオ・オン・デマンド (VoD) サービスも実施している。2014 年 12 月末現在、スイスコムは約 117 万、サンライズは約 10 万の加入者を得、インターネット接続や IP 電話とのバンドルも可能である。

(2) モバイルテレビ

2007 年に ComCom はスイスコム・ブロードキャスト (Swisscom Broadcast) に DVB-H 方式のモバイルテレビ免許を交付したが、想定していたほど DVB-H 方式に対する需要が生まれず、DVB-H 方式に対応した端末の普及も進まないことを理由に、同社は 2010 年 2 月、サービス提供開始義務を 2012 年末に延期する申し入れを ComCom に行い、ComCom はこれを承認した。その後も DVB-H 方式の普及は進まず、2012 年末、スイスコム・ブロードキャストは ComCom に DVB-H 方式のモバイルテレビ免許を返還した。

3G 網を通じたテレビ番組配信は、Salt が実施しており、140～146 チャンネルの番組パッケージ「Zattoo TV」をオプションで提供している。

VI 運営体

スイスコム (Swisscom)

Tel. : +41 31 342 11 11

URL : <http://www.swisscom.ch/>

幹部 : Urs Schaeppi (最高経営責任者 / CEO)

概要

旧独占事業者スイス・テレコムが、「電気通信の企業に関する 1997 年 4 月 30 日の法律 (RS784.11)」により株式会社化し、1998 年 1 月 1 日に設立された。政府が 51.2% の株式を所有している。2014 年のグループ連結総売上高は、前年比 2.4% 増の約 117 億 30 万 CHF であった。従業員数は約 2 万 1,000。子会社にイタリアの固定通信事業者 Fastweb がある。

固定・移動双方の市場で国内最大のシェアを有し、2014 年 12 月現在の加入者

数は、固定電話：約 278 万、移動電話：約 654 万、ブロードバンド：約 189 万であった。

放送

I 監督機関等

1 連邦環境運輸エネルギー通信省通信局（OFCOM）

（通信／I－1の項参照）

所掌事務

放送分野においては、放送事業免許付与、事業者の規制監督等を所掌している。また、民間ラジオ／テレビ局及び公共放送事業者のスイス放送協会（SRG SSR）に対し、免許発行手続及び免許付与条件で定められている義務の適用などにおいて助言を提供する。

2 独立番組苦情審査委員会（AIEP）

Tel. : +41 31 322 55 38

URL : <http://www.ubi.admin.ch/>

所在地 : Case Postale 8547, 3001 Bern, SWITZERLAND

幹部 : Roger Blum (委員長／President)

所掌事務

2002年設立。国立の独立審議機関として、国内の放送事業者によるテレビ及びラジオの放送番組内容や受信条件に関する苦情の審理を行う。

II 法令

1 スイス連邦憲法第93条

連邦による放送の所管、放送事業の使命及び放送の自主自律の保障などを定める。

2 連邦ラジオ・テレビ法（RS. 784.40）

1992年4月に施行。商業放送の導入及び広告放送規制を主として規定している。2006年3月に公共放送と商業放送の役割の違いを明確化し、商業広告放送の自由度を高める主旨の改正案が議会で可決され、2007年4月に施行された。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

(1) 概要

商業放送事業者には OFCOM の付与する事業免許の取得が義務付けられている。また年間免許料を OFCOM に支払うこととされている。料金額は広告及びスポンサー収入の合計の最大 1% に設定されている。料金は連邦議会が決定権を有する。徴収された免許料は、テレビ・ラジオ分野の研究事業、記録保存及び新技術の促進などの目的で使用される。

免許事業者は放送範囲の広さにより、言語地域／地方・ローカルに二分される。2015 年 10 月現在、言語地域枠でラジオ 5 事業者、地方・ローカル枠でラジオ 43 事業者、テレビ 13 事業者が免許を取得している。

デジタルラジオ、ケーブルテレビ、衛星放送等の実施には免許の取得は求められないが、OFCOM への事前の届出が必要とされ、2015 年 9 月現在、59 のラジオ事業者と 143 のテレビ事業者が届出を完了している。

(2) 外資規制

外資の参入は相互主義によってのみ認められる。

2 公共放送関連政策

(1) 免許条件

SRG SSR には、免許条件として、各言語地域全域（ドイツ語、フランス語、イタリア語番組は全国放送）での番組放送が義務付けられており、ローカル放送は禁じられている。SRG SSR は、主な収入源を受信料とすると定められているが、広告放送の実施は許可されている。

(2) 受信料制度

ラジオ及びテレビに関する受信機器を所有するスイス国籍の世帯又は法人はすべて、OFCOM に対して所有する受信機器を申告、その利用に対する税を支払う義務を有する。テレビ受像機を所有しない法人の場合、ブロードバンドに接続しテレビ番組の視聴が可能な PC があれば、受信機器を所有しているとみなされる。

2015 年 4 月からの 1 世帯平均受信料は、451.15CHF（うちテレビ：286.15CHF、ラジオ：165.00CHF）である。法人向け料金については、規模により 3 段階に設定、最高額はラジオで 502.30CHF、テレビで 871.90CHF である。2013 年の政府の受信料収入の総額は約 13 億 CHF で、その 91.5% が SRG SSR の会計に組み入れられたが、一部は、OFCOM の選定を経て地域・ローカル放送事業者にも配分された。

なお、2014 年 9 月、国民議会は受信料の徴収単位をテレビ・ラジオ受信機器から世帯・事業所とする改正案を採択、2018 年には新制度に移行するとした。

3 コンテンツ規制

広告規制

宗教及び政治的見解の宣伝、アルコール飲料及びたばこの広告は禁止されている。医薬品の広告も「医薬品及び医療製品に関する法律」第 31 条及び第 32 条に規定された条件を満たすものだけが許可されている。広告放送の時間は番組放送時間の 15%、1 時間当たり 12 分を超えてはならないとされている。SRG SSR のラジオ事業における広告放送は禁じられている。プロダクト・プレースメントについては、番組の前後にスポンサー名とともにプロダクト・プレースメントの存在を通知することとされている。

4 デジタル放送

SRG SSR が 2005 年から地域ごとに DVB-T 方式による地上デジタルテレビ放送を開始、2008 年 2 月 25 日に全国でアナログ放送を終了し、デジタル放送へと完全移行した。商業放送については、2009 年末までに 14 社が免許を得ている。

デジタルラジオについては、1999 年から SRG SSR が DAB 方式で実施してきた。2006 年にはドイツ語地域、2010 年にはロマンシュ語地域の商業放送事業者への周波数割当に関する入札も実施され、9 社がサービスを実施している。2012 年 10 月、SRG SSR はデジタルラジオを DAB 方式から DAB+方式へ移行した。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送は、SRG SSR に属する各言語地域の事業者が実施している。

商業放送は、ローカル FM 放送が中心で、聴取者の多い事業者には、Radio TOP、Radio Bern1 等がある。

OFCOM は地上デジタルラジオの普及を推進しており、2014 年 9 月現在、SRG SSR は、すべての番組を DAB+方式で提供している。

2 テレビ

ケーブルテレビの普及率が高く、2011 年末現在、地上テレビの受信世帯はテレビ所有世帯全体（約 313 万）の 2%程度である。公共放送は SRG SSR に属する各事業者が言語地域ごとに実施している。

商業放送は、地域放送事業者 13 社が放送を実施しているが、市場シェアは非常に小さく、いずれの地域でも外国番組の放送が市場シェアの 50%以上を占めている。

3 衛星放送

衛星放送受信世帯は全体の 15%程度である。公共放送 SGR SSR が 7 系統を国内難視聴地域向けに衛星 Eutelsat Hot Bird 8/9 で同時放送している。受信には申告が必要とされる。SGR SSR はまた、一般向けに 2012 年 2 月から HDTV チ

チャンネルを衛星で配信しており、2016年2月までに衛星で配信する7チャンネルのすべてをHD化している。

4 ケーブルテレビ

テレビ所有世帯総数のうち、ケーブルテレビ加入世帯の割合は約73%と最も高い。ケーブルテレビ事業者には、公共放送SRG SSRによる七つの地上放送チャンネルと七つのHDTVチャンネルの同時送信が義務付けられている。

主な配信事業者にはケーブルコム、STAR TV、3+、U1TV、Tele Zuriなどがある。チャンネル数が75から175までの四つのパッケージを提供しているケーブルコムが国内の50%以上のシェアを得ており、契約件数は2014年9月現在、デジタル方式で約141万（うちデジタル対応は62万8,000）である。

V 運営体

スイス放送協会（Swiss Broadcasting Corporation : SRG SSR）

Tel. : +41 31 350 91 11

URL : <http://www.srgssr.ch/>

幹部 : Roger de Weck（総裁／Director General）

概要

1931年設立の公共放送機関で、四つの言語地域ごとに、それぞれの言語で「スイスラジオテレビ会社」を運営するほか、外国在住者向けのインターネット放送「Swiss Info」を実施している。

2014年の総収入は約16億5,000万CHFで、財源は受信料が約75%、広告・スポンサーシップ収入が約25%を占めている。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 連邦環境運輸エネルギー通信省通信局（OFCOM）

（通信／I-1の項参照）

所掌事務

無線通信監督・免許部及び周波数管理部において無線周波数の計画、割当て、管理並びに無線通信事業者への免許業務を所掌する。放送分野においても、連邦内閣からの授権に基づき、放送用無線周波数の割当てを所掌する。

(2) 連邦通信委員会 (ComCom)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

無線周波数を利用する事業者に対する免許の付与 (ただし同権限は可能な限り OFCOM に委譲)、周波数割当計画の承認を所掌する。

2 標準化機関

スイス標準化協会 (Swiss Association for Standardization : SNV)

Tel. : +41 52 224 54 54

URL : <http://www.snv.ch/>

所在地 : Bürglistr. 29, CH-8400, Winterthur, SWITZERLAND

幹部 : Jürg Werner Jürg Werner (会長 / President Chairman)

所掌事務

1994 年設立。産業界からの要請に応じて国際標準の紹介、国内標準の作成及び販売を実施する。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「周波数の管理及び無線通信免許に関する政令 (SR 784.102.1)」の第 3 条により、無線周波数帯域の使用に関する全体的な方針を定める周波数分配計画 (National Frequency Allocation Plan) は、OFCOM が作成し、連邦内閣 (Federal Council) が承認する。

周波数割当計画として、ComCom が現行の GSM 免許 (有効期限 2013 年) と UMTS 免許 (有効期限 2016 年) に割り当てられている周波数を無線ブロードバンド用に再割当する計画を進めている。900MHz、1.8GHz、2.1GHz、2.6GHz、及び「アナログ跡地 (digital dividend)」の 800MHz 帯 (790-862MHz) を再分配するため、周波数オークションが、2012 年 2 月 6 日から 22 日に実施された。落札総額は 9 億 9,626 万 8,000CHF であり、スイスコム、オレンジ、サンライズの既存 3 社が、800MHz 帯、900MHz 帯、1.8GHz 帯、2.1GHz 帯 (FDD)、2.6GHz 帯 (FDD) をそれぞれ落札した。2.6GHz 帯 (TDD) はスイスコムが唯一 45MHz 幅を落札したが、2.1GHz (TDD) はすべて不落札であった。すべての周波数帯の免許期限は 2028 年末である。免許付与時から周波数の使用開始を原則としているが、一部地域 (Graubünden 及び Upper Valais) のデジタルテレビで使用されている 800MHz 帯をはじめ、周波数再編が必要な帯域については、使用開始時期が異なり、800MHz 帯が 2013 年 1 月 1 日から、900MHz 帯と 1.8GHz 帯 (一部を除く) が 2015 年 1 月 1 日から、2.1GHz 帯 (一部を除く) が 2017 年 1 月からとなっている。このうち、900MHz 帯と 1.8GHz 帯については、オークション

結果を踏まえ、2014年8月、スイスコム、オレンジ、サンライズが旧帯域から新帯域への周波数の切替えを行った。

マルチ周波数オークションの結果

周波数帯	オレンジ	サンライズ	スイスコム
800MHz	20MHz	20MHz	20MHz
900MHz	10MHz	30MHz	30MHz
1.8GHz	50MHz	40MHz	60MHz
2.1GHz FDD	40MHz	20MHz	60MHz
2.1GHz TDD	0	0	0
2.6GHz FDD	40MHz	50MHz	40MHz
2.6GHz TDD	0	0	45MHz
落札額 (CHF)	154,702,000	481,720,000	359,846,000

出所：ComCom 資料

2 無線局免許制度

周波数利用に際しては、その適用分野を明示し、監督機関の定める技術的条件を満たした上で、個別免許を取得する必要がある。公衆電気通信サービスの分野で、複数の事業者が同一の帯域の利用を希望した場合は公開入札が実施される。

3 電波利用料制度

周波数免許を取得した事業者は、OFCOM に利用料を支払う。利用料の額は、割り当てられた帯域幅、カバーする地域の広さ及びサービスの提供期間の予定に応じ、OFCOM が免許付与時に決定する。

4 電波の安全性に関する基準

0-300GHz の公衆曝露の電磁界規制として「非電離放射防護政令 (Ordinance relating to Protection from Non-Ionising Radiation)」が 2000 年から施行されている。送電関係設備、移動電話基地局、放送局等の常設設備 (移動電話端末、電子調理器、医療装置、軍事設備等を除く) が対象で、以下の二つが規定されている。

- ・ 「曝露制限値」: 国際非電離放射線防護委員会 (ICNIRP) の「時間変化する電界、磁界及び電磁界による曝露を制限するためのガイドライン (300GHz まで)」(1998 年) に準拠
- ・ 「設備制限値」: 子ども、病人、老人、妊婦などの感受性の高い人に関して、滞在場所などの「センシティブ・エリア」における予防的なエミッション

制限を定めたもので、ICNIRP ガイドラインの制限値よりも厳しい数値を設定。

また、移動電話端末の比吸収率（SAR）について、国内の法的規定はないが、ICNIRP ガイドラインに準拠している。

Ⅲ 周波数分配状況

OFCOM による周波数分配は、ITU 及び CEPT の定める国際基準に基づいて実施され、国内の事業者間のもとより、国際的な干渉の排除が最優先されている。

周波数分配計画（2013 年 1 月）URL：

<http://www.bakom.admin.ch/themen/frequenzen/00652/00653/index.html?lang=en>